

衆議院法務委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 13 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 3 号）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 4 号）
 - ・ 森法務大臣、義家法務副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・ 串田誠一君（維新）が討論を行いました。
 - ・ 採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産 反対－維新 欠席－井出庸生君（無）
（質疑者） 鬼木誠君（自民）、浜地雅一君（公明）、松田功君（立国社）、稲富修二君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

鬼木誠君（自民）

- （1） 弁護士の所得水準ではなく、一般の政府職員の俸給表の改定に準拠して裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額を改定する理由
- （2） 近年の法曹志願者数の動向
- （3） 司法修習終了者の最近の就職状況
- （4） 法教育への法務省の今後の取組
- （5） 法令外国語訳整備事業
 - ア 法令外国語訳整備事業の実施体制及び今後の課題
 - イ 法令外国語訳整備事業の取組方針についての法務大臣の見解

浜地雅一君（公明）

- （1） 今回の給与改定で一般職の国家公務員は任用から 10 年目程度までの職員が若年層として俸給月額の引上げの対象となるのに対し、裁判官・検察官は、任官から 2 年目程度までの職員しか報酬・俸給月額の引上げの対象とならない理由
- （2） 弁護士の収入が上がっている現状における裁判官及び検察官の任官の状況
- （3） 司法試験出願者が減っている中で、平成 27 年 6 月 30 日の法曹養成制度改革推進会議決定において、新たに養成される法曹の規模が 1,500 人程度とされていることにより、合格水準の低下等を招くのではないかと懸念に対する法務省の見解
- （4） 司法修習生考試の不合格者数の推移
- （5） 法科大学院入学者に占める社会人経験者の割合が、平成 30 年の 27.5%から 31 年の 38.0%に増えた要因についての文部科学省の分析
- （6） 改正された法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 10 条において就業者その他の職業経験を有する者に対して行うこととされる適切な配慮の具体例

松田功君（立国社）

- （1） 検察官の働き方改革
 - ア 労働組合がない検察官が転勤拒否による待遇悪化の改善や育児に対する配慮など労働環境の改善を求める場合に採り得る方策、検察官が各種ハラスメント被害を受けた場合の相談先及び労働組合結成の動きの有無

- イ 各種ハラスメントの相談を担当する者
- ウ ハラスメントの被害者が実際に相談しやすい体制が構築されているかの確認
- (2) 保釈中の被告人の逃亡
 - ア 連続して発生している収容予定の被告人等の逃走事案について、本年8月6日に最高検察庁が公表した同種事案の再発防止のための対策が適切に講じられていたかの確認
 - イ 半年間に同種事案が3件発生していることについての法務省の見解
 - ウ 実効性のある被告人の確実な収容のための方策を具体的に検討して実行する必要性
- (3) 第7次出入国管理政策懇談会収容・送還に関する専門部会
 - ア 専門部会において検討しようとしていることの具体的内容及び議事録の速やかな公開の必要性
 - イ 送還プログラムを出入国在留管理庁と協力して行っている国際移住機関（IOM）の職員及び入国者収容施設における収容の長期化による被収容者に対する精神的ケアの重要性に鑑み精神科医を専門部会の委員に加えるべきとの考えに対する法務省の見解
 - ウ 専門部会の委員にIOMの職員と精神科専門医を加えるべきとの考えに対する法務大臣の見解
 - エ 退去強制手続での各段階で出された判断の理由や情状の考慮の結果など審査の透明化の必要性
 - オ 在留特別許可が認められなかった理由を説明する必要性に対する法務大臣の見解
 - カ 専門部会においては、強制送還の方法ではなく、人権に配慮した取組を中心に検討してもらいたいという考えに対する法務大臣の見解
- (4) 入国者収容施設の被収容者
 - ア 送還忌避者の定義及び送還忌避者に訴訟中の者又は難民認定申請中の者が含まれるか否かの確認
 - イ 収容期間が6月以上の者の数及び収容施設での生活状況並びに外国人受刑者数とその処遇
 - ウ 出入国管理及び難民認定法第65条の適用の判断基準及び判断権者

稲富修二君（立国社）

- (1) 本法律案により若年層の裁判官・検察官の報酬・俸給月額を引き上げることの意義
- (2) 検察官に対する人権教育の必要性に対する法務大臣の見解
- (3) 裁判官及び検察官の長時間労働の是正に向けた取組
- (4) 裁判官及び検察官の定年年齢の在り方についての検討状況
- (5) 外国人労働者の人権を守ることは、人権問題ということだけではなく、外国人を搾取していると見られると日本の国益を損なうので、重要であるとの意見についての法務大臣の認識
- (6) 外国人技能実習制度
 - ア 実習実施者による労働基準関係法令の違反率が70%台で推移し件数も増加している現状の改善に向けて法務大臣が指導力を発揮する必要性
 - イ 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査への協力を拒否した113の実習実施機関に対する実地検査の実施状況及びそれらの機関から提出された技能実習計画の認定や特定技能の在留資格に係る申請への対応状況
 - ウ 技能実習生の失踪・死亡事案の発生時における初動対応の強化後における失踪・死亡件数及び実地検査の実施状況
 - エ 初動対応の強化を表明して以降の取組状況
 - オ 失踪防止のために厳正に実施するとした実習実施者や監理団体に対する審査、検査等の実施状況
- (7) 在留資格「特定技能」
 - ア 現在の許可件数、初年度の受入れ見込数に対する現在の許可件数の割合及び今後の見通し
 - イ 業種ごとの許可の状況
 - ウ 悪質なブローカーの排除に向けた二国間取決めへの作成状況
 - エ 技能実習生が「特定技能」へ移行する際に実習先から評価調書の提出を拒まれたために職場を変えることができない事例についての把握状況

- オ 特定技能外国人の住居地の把握状況
- (8) 本年4月に発足した出入国在留管理庁のこれまでの外国人受入れについての取組
 - (9) 外国人に対する一元的相談窓口の整備状況
 - (10) 外国人を受け入れる側としての日本人からの相談に対応する必要性

藤野保史君（共産）

- (1) 「桜を見る会」に関する法務省保管文書
 - ア 推薦者名簿が法務省に残っているかどうかの確認
 - イ 推薦者名簿を法務省が廃棄していないかどうかの確認
 - ウ 内閣府からの推薦依頼及び照会事項を提出できるかどうかの確認
 - エ 内閣府からの推薦依頼及び照会事項の保存に関する根拠
 - オ 内閣府からの推薦依頼及び照会事項の保存の標準文書保存期間基準上の根拠
 - カ 栄典及び表彰に関する事項に関する文書の法務省における保存期間
 - キ 「桜を見る会」に関する法務省の文書を精査の後提出するかどうかの確認
- (2) 裁判所職員の定員
 - ア 令和2年度の概算要求において定員を純減要求とした理由
 - イ 過去20年以上にわたって同一件名で衆議院において採択された請願の件名
 - ウ 「裁判所の人的・物的充実に関する請願」が提出された国会回次及び審査状況
 - エ 同請願が国会の意思として採択されていることに対する最高裁判所の受けとめと今後の対応
 - オ 近時の家事事件手続法や特別養子縁組に関する民法の改正などにおいて家庭裁判所調査官の役割の重要性が増してくることを踏まえた裁判所の人的・物的充実についての法務大臣の所見

串田誠一君（維新）

- (1) 憲法に条約遵守義務が規定されていることを裁判官が知っているか否かの確認
- (2) 裁判官が条約を遵守しているとする具体的例
- (3) 条約遵守義務に関する裁判官への研修実施の有無
- (4) 本年2月に採択された児童の権利委員会の総括所見中の裁判官に児童の権利条約に関する研修を実施させる旨の勧告に基づいた研修実施の有無
- (5) 児童の権利条約が訴訟運営に活用されているか否かに関する調査の有無
- (6) 子の連れ去りは違法であるにもかかわらず、子の監護に関する家庭裁判所の手続において、違法な状態を看過した上で連れ去った側を有利に扱うような実務を担当しているのは裁判官であるとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
- (7) 違法な状態を有利に扱うような裁判官の報酬を引き上げることは不当であるとの指摘に対する最高裁判所当局の見解
- (8) 裁判官が児童の権利条約を遵守した職権行使を行っているか否かを調査する必要性
- (9) 裁判官が憲法の規定を遵守した職権行使を行っているかを最高裁判所当局が調べることには問題があるとする理由
- (10) 裁判官が児童の権利条約を遵守しないような現状を調査もせず裁判官の職権行使の独立を理由に放置していることの是非
- (11) 子の養育費の支払いと面会交流の実施の両方が子を共同で養育する上で必要であるとの考えに対する法務省の見解